

○日本育英会奨学規程

昭和59年8月29日

達第762号

改正 昭和60年4月6日達第778号
昭和62年4月1日達第795号
昭和63年4月1日達第815号
平成元年3月31日達第827号
平成2年3月30日達第833号
平成3年3月30日達第848号
平成4年3月31日達第868号
平成5年4月1日達第884号
平成6年4月1日達第895号
平成6年7月4日達第898号
平成7年3月31日達第911号
平成7年7月24日達第918号
平成8年3月27日達第928号
平成8年6月28日達第930号
平成9年3月31日達第938号
平成10年3月31日達第960号
平成11年5月6日達第977号
平成12年3月31日達第997号
平成13年3月30日達第1014号
平成14年4月24日達第1034号
平成14年9月30日達第1047号
平成15年3月31日達第1069号
平成16年4月1日規程第16号
平成19年11月13日規程第19号

日本育英会奨学規程（達第21号）の全部を改正する規程を次のように定める。

日本育英会奨学規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付（第8条—第19条）
- 第3章 奨学金の返還（第20条—第30条）
- 第4章 奨学金の返還免除（第31条・第32条）
- 第5章 補則（第33条）

附則

- 第1章 総則
(奨学金及び奨学生)

第1条 日本育英会（以下「本会」という。）は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対して学資を貸与する。

2 本会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生といい、奨学生のうち、無利息の奨学金（以下「第一種奨学金」という。）を受ける者を第一種奨学生、利息付きの奨学金（以下「第二種奨学金」という。）を受ける者を第二種奨学生という。

（奨学生の資格）

第2条 本会の奨学生となる者は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学（日本育英会業務方法書（昭和59年8月7日文部大臣認可。以下この条及び第8条第1項において「業務方法書」という。）附則第5項に規定する学校等を含む。以下第4条第1項の表、第22条及び第29条において同じ。）、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（業務方法書第2条に規定するものに限る。以下同じ。）に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認められたものでなければならない。

（奨学金の貸与）

第3条 第一種奨学金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、奨学生の選考及び採用に関する規程（以下「選考採用規程」という。）の規定に基づき、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する。

2 第二種奨学金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、選考採用規程の規定に基づき、大学、大学院、高等専門学校（第4学年及び第5学年（専攻科を含む。以下同じ。）に限る。）又は専修学校の専門課程に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する。

3 前項の大学、大学院、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校の専門課程に在学する学生及び生徒であつて第1項の規定による認定を受けたもののうち、選考採用規程の規定に基づき、第一種奨学金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一種奨学金に併せて前項の規定による第二種奨学金を貸与することができる。

4 前3項に規定する選考採用規程の規定に基づき、経済的理由により修学に困難がある程度の認定は、申込者の父母又はこれに代わつて家計を支えている者の収入によるものとする。ただし、大学院に係るものは除く。

（第一種奨学金の月額）

第4条 第一種奨学金の月額は、次の表の右欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に定める額とする。

区分			月額	
高等学校	国立及び公立の高等学校		自宅通学のとき	18,000円
			自宅外通学のとき	23,000円
	私立の高等学校		自宅通学のとき	30,000円
			自宅外通学のとき	35,000円
大学	国立及び公立の大学		自宅通学のとき	44,000円
			自宅外通学のとき	50,000円
	私立の大学	学部	自宅通学のとき	53,000円
			自宅外通学のとき	63,000円
	短期大学	自宅通学のとき	52,000円	
		自宅外通学のとき	59,000円	
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程			87,000円
	博士課程			121,000円
高等専門学校	国立及び公立の高等専門学校	第1学年から	自宅通学のとき	21,000円
		第3学年まで	自宅外通学のとき	22,500円
		第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	44,000円
			自宅外通学のとき	50,000円
	私立の高等専門学校	第1学年から第3学年まで	自宅通学のとき	32,000円
			自宅外通学のとき	35,000円
		第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	52,000円
			自宅外通学のとき	59,000円
専修学校	国立及び公立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	18,000円
			自宅外通学のとき	23,000円
		専門課程	自宅通学のとき	44,000円
			自宅外通学のとき	50,000円
	私立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	30,000円
			自宅外通学のとき	35,000円
		専門課程	自宅通学のとき	52,000円
			自宅外通学のとき	59,000円

備考

- 1 「大学」には、別科を含まない（第22条及び第29条を除き、以下同じ。）。
- 2 「学部」には、専攻科を含む。
- 3 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 4 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 5 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。

2 大学において通信による教育を受ける者のうち、次の各号に掲げる者に対する第一種奨学金の額は、前項の表大学の項の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その者が教員に面接して授業を受ける期間につき87,000円
- (2) 放送大学学園が設置する大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるものの 年当たり87,000円
(第二種奨学金の月額及び利率)

第5条 第二種奨学金の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年3パーセントとする。

- (1) 大学 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円
- (2) 大学院 50,000円, 80,000円, 100,000円又は130,000円
- (3) 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。) 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円
- (4) 専修学校(専門課程に限る。) 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円

2 第3条第2項の規定による認定を受けた者で私立の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものに対する第二種奨学金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率(パーセント)
医学又は歯学を履修する課程	140,000円	$(A \times 3 + (B - A) \times 1.8) / B$
薬学又は獣医学を履修する課程	120,000円	
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。		
A 前項の規定による貸与額及び100,000円にこの表の中欄に定める月額の貸与期間を乗じて得た額の合計額		
B 貸与総額		

3 第3条第2項の規定による認定を受けた者が当該学校に入学した月に貸与される第二種奨学金の月額については、前2項の規定にかかわらず、第1項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる額に、それぞれ300,000円を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率(パーセント)} = (C \times 3 + (D - C) \times 1.8) / D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C 第1項の規定による貸与額と前項の表の中欄に定める月額の貸与期間を

100,000円に乗じて得た額との合計額

D 貸与総額

(第一種奨学金に併せて貸与する第二種奨学金の月額及び利率)

第6条 第3条第3項の規定により第一種奨学金に併せて貸与する第二種奨学金の月額及び利率については、前条の例による。

(第二種奨学金の利息の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、第二種奨学金は、その貸与を受けている間及び第22条の規定によりその返還の期限を猶予されている間は無利息とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学金申込書及び確認書の提出)

第8条 奨学生志望者は、本会あての奨学金申込書、連帯保証人と連署の上の確認書その他会長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校（業務方法書附則第5項に規定する学校等を含む。以下この条において同じ。）の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 奨学生（次項に規定する者を除く。）を志望する者で現に学校に在学していないものの申込書類は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。ただし、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者又は同条第2項に規定する資格検定科目合格者であつて選考採用規程別記第1の基準に該当するものについては、本会都道府県支部長に提出するものとする。

3 大学院に入学前に奨学生を志望する者の申込書類は、第1項の規定にかかわらず、その者の大学院入学を内定した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

4 前3項に規定する申込書類のうち、確認書の提出については、第9条第2項に規定するものを除くものとする。

5 第1項から第3項において、奨学金申込書を当該学校の長又は本会支部長に提出させることに代えて、インターネットを通じて、所定の事項を本会に送信することにより本会の電子計算機に備えられたファイルに記録させることとすることができる。この場合（第2項ただし書に該当する場合を除く。）において、本会は、当該記録を当該学校の長に提供するものとする。

6 第1項から第3項の規定により申込書類（第5項の規定により本会から提供された記録（以下「受領記録」という。）を含む。以下「受領申込書類」という。）を受け取った学校の長が奨学生志望者を本会に推薦しようとするときは、第2条に規定する奨学生としての資格を審査の上、受領申込書類に学業成績その他必要な事項を記入（受領記録にあつては記録）し、本会に提出（受領記録にあつては、インターネットを通じて本会に送信する方法により本会の電子計算機に備えられたファイルに記録）するものとする。ただし、高等学校の奨学生を志望する者及び専修学校の高等課程若しくは高等専門学校又は大学若しくは専修学校の専門課程に進学前に

専修学校の高等課程若しくは高等専門学校の奨学生又は大学若しくは専修学校の専門課程の奨学生を志望する者に係る受領申込書類（受領記録を除く。）は、本会都道府県支部に提出するものとする。

- 7 連帯保証人は、申込者が未成年者の場合はその保護者（民法（明治31年法律第9号）第818条又は第838条に規定する親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）、成年者の場合は父母、兄弟姉妹（未成年者を除く。）又はこれに代る者でなければならない。

（奨学生の採用）

第9条 奨学生の採用は、本会が、前条により提出された受領申込書類について、選考採用規程の規定に基づき審査の上これを決定する。ただし、前条第6項ただし書のものについては、あらかじめ本会都道府県支部の奨学生選考委員会の議を経るものとする。

- 2 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。ただし、前条第5項の方法をとつた奨学生志望者については、入学を証する所定の進学届を提出させることに代えて、インターネットを通じて、所定の事項を本会に送信することにより本会の電子計算機に備えられたファイルに記録させることとする。

- 3 本会は、奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、奨学生証を交付する。

（奨学金の貸与期間）

第10条 奨学金の貸与期間は、本会が貸与を認めたときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。ただし、会長が別に定める場合は、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

（奨学金の交付）

第11条 奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することができる。

- 3 本会は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を通じて奨学生に交付するものとする。

（適格認定）

第12条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等（以下「適格認定」という。）を行うものとする。

- 2 奨学生は、毎年度1回、奨学金継続願を在学学校長に提出しなければならない。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生について、会長が別に定める適格認定の基準（以下「適格基準」という。）に基づき適格認定を行い、本会に報告するものとする。

4 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 本人の氏名又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。

(転学、留学又は退学による奨学金の取扱)

第14条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

2 奨学生が、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

3 高等学校、高等専門学校、大学又は大学院の奨学生が留学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。ただし、短期留学推進制度又はアジア諸国等派遣留学制度による派遣留学生の場合及びこれに準ずる場合は奨学金の交付を休止する。

(奨学金の休止、停止及び貸与期間の短縮)

第15条 奨学生が休学したとき（大学又は大学院の奨学生が休学により外国の正規の大学又は大学院において教育を受けるときを除く。）、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の復活)

第16条 第14条第3項ただし書又は前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年（大学院の奨学生で本会が特に必要と認めるときは3年）又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第17条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となつたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなつたとき。
- (4) 所定の期限内に第12条第2項に規定する奨学金継続願を提出しなかつたとき。
- (5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失つたとき。

(7) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき。

(8) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失つたとき。

(奨学金の辞退)

第18条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第19条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人、保証人及び本人が未成年者の場合は保護者と連署、押印(印鑑証明書を添付するものとする。)の上、返還誓約書(借用証書)及び連帯保証人の収入に関する証明書を在学する学校又は在学した学校の長に直ちに提出しなければならない。

(1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 奨学金の交付を廃止されたとき。

(4) 奨学金を辞退したとき。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であつて、原則として、奨学生であつた者の4親等以内(父母を除く。)の親族でなければならない。

3 第1項に規定する返還誓約書の提出をしなかつたときは、第20条及び第21条の規定にかかわらず、返還未済額の全部の返還等機構が指定する方法により返還させるものとする。

4 第1項に規定する返還誓約書(借用証書)を提出する際は、住民票の写し(奨学金の貸与を受ける者の資格に関する施行細則(平成14年9月30日達第1049号)第2条に定める者については、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項に基づく登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)及び次条第1項に定める口座振替のため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを添付しなければならない。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第20条 奨学生が前条第1項各号の一に該当するときには、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に奨学金を返還するものとし、その返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学金の口座振替による返還は、原則として、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によるものとする。

2 第二種奨学金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦による返還は、元利均等返還の方法によらなければならない。

3 奨学生であつた者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が、割賦金の返還を怠つたと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全

部を返還させることができる。

- 4 第一種奨学金の割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、年額にして、貸与を受けた奨学金の額に応じて、次の表に定める額を下つてはならない。

貸与を受けた奨学金の額	割賦金の年額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

- 5 第二種奨学金の割賦金の額は、年額にして、貸与を受けた奨学金の額（この項において「貸与額」という。）に応じ、貸与額を前項の表に適用した場合に得られる割賦金の年額で貸与額を除いて得られる返還年数（1年未満の端数は切り捨てる。以下この条において同じ。）に応じて、別に定める定率を貸与額に乗じて得られる額を下つてはならないものとし、割賦金（利息を除く。）に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。
- 6 第3条第3項の規定により、第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を「貸与を受けた奨学金の額」として第4項の表を適用して返還年数を求め、第一種奨学金については、その返還年数でその貸与を受けた奨学金の額を除いて得られる額を、第二種奨学金については、その返還年数に応じて前項の規定を適用して得られる額を下つてはならない。
- 7 二以上の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を「貸与を受けた奨学金の額」として第4項の規定を適用することができる。
- 8 二以上の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を「貸与を受けた奨学金の額」として第4項の規定を適用して得られる返還年数に応じて別に定める

定率を貸与を受けた奨学金の額に乗じて得られる額とすることができる。

- 9 第6項に規定するものを除き、一又は二以上の貸与契約により第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を受けた場合における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を「貸与を受けた奨学金の額」として第4項の規定を適用して得られる返還年数に応じ、前3項の規定を準用することができる。
- 10 第一種奨学金及び第二種奨学金を月賦、半年賦又は月賦半年賦併用の割賦の方法で返還する場合の割賦金の額は別に定める。
- 11 奨学生若しくは奨学生であつた者が死亡したとき、又は特に必要があると認められたときは、第1項及び第2項又は前7項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

(繰上返還)

第21条 奨学金はいつでも繰上返還できる。この場合、第二種奨学金に係る繰上返還については、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 返還期日前1年未満の期間内に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは当該返還期日に返還したものとみなし、次回以降の割賦金の返還期日は繰上げないものとする。
 - (2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以降の割賦金を直近の返還期日前1年未満の期間内に返還したときは、直近の返還期日に繰上返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日の割賦金(利息を除く。)に達するごとに次回以降の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。
 - (3) 前2号に定める返還の場合、次回返還期日の割賦金(利息を除く。)に満たない端数の額があつたときは、その端数の額を仮受金とし、割賦金の不足額の返還があつたとき、又は次に到来する返還期日に精算するものとする。
- 2 前項第2号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他真にやむを得ない事由があるときは、願出により返還期日の繰上げを行わないことができる。この場合、返還期日の繰上げを行わない期間の利息は、繰上返還をするとき、又は返還された割賦金(利息を除く。)の返還期日ごとに支払わなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第22条 奨学生であつた者が次の各号の一に該当する場合は、願出により、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によつて返還が困難になつたとき。
 - (2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
 - (3) 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事するとき。
 - (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - (5) その他真にやむを得ない事由によつて返還が著しく困難となつたとき。
- 2 返還猶予の期間は、前項第2号又は第4号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続す

るときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、同項第3号又は第5号に該当するときは、それらを通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第23条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 前条第1項第2号に該当する者で第9条第2項の規定による進学届を提出したものと及び第29条第1項による届出をなしたものについては、前項の規定にかかわらず、この提出等をもつて猶予願とみなす。

3 前2項により返還を猶予する場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

(延滞金)

第24条 奨学生であつた者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、第一種奨学金にあつてはその延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とし、第二種奨学金にあつてはその延滞している割賦金(利息を除く。)の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)10パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であつた者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがある。

(返還の強制)

第25条 奨学生であつた者又はその連帯保証人若しくは保証人(以下「奨学生であつた者等」という。)が、割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

第26条 奨学生であつた者等が返還未済額の全部の返還(第20条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であつた者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第24条第2項の規定を準用する。

(報奨金)

第27条 奨学生であつた者等が第一種奨学金に係る最終の割賦金の返還期日の4年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、その返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき5パーセントの割合で計算した金額を報奨金として支払うものとする。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して7年以上(返還の期限を猶予されている期間を除く。)経過した後返還未済額の全部を一時に返還したときに支払う報奨金は、当

該返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき3パーセントの割合で計算した金額とする。

(返還金の充当)

第28条 奨学生であつた者等から返還金の支払いがあつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。

2 前項において第二種奨学金に係る返還金については、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

3 奨学生であつた者等から割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

(奨学生であつた者の届出)

第29条 奨学生であつた者が高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であつた者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届け出なければならない。

3 奨学生であつた者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第30条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第1項の異動届を提出する場合は、第19条の規定に準じて、返還誓約書(借用証書)を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(死亡又は心身障害による返還免除)

第31条 奨学生又は奨学生であつた者が次の各号の一に該当するときは、日本育英会奨学金返還免除規程(次条において「返還免除規程」という。)により、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

(1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなつたとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなつたとき。

(教育又は研究の職に従事する者の返還免除等)

第32条 大学院の第一種奨学生であつた者が、大学院に2年以上（学位を授与された者にあつては、1年以上）在学し、大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内に教育又は研究の職に就き、5年以上継続してその職にあるときは、返還免除規程により、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免除することがある。

2 大学院の第一種奨学生であつた者が前項に規定する職にあるとき、又はそれらの職に就くまでの所定の期限内にあるときは、願出により第一種奨学金の返還を猶予することがある。

第5章 補則

(実施細目)

第33条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、昭和59年8月29日から施行し、第1条から第7条まで及び附則第4項及び第5項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行日前の貸与契約（この改正規程施行の際現に大学院において奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。

3 昭和59年4月1日前から引き続き高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の貸与契約により奨学金の貸与を受けようとするものに係る奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。

4 この改正規程施行の際現に大学院において奨学金の貸与を受けている者については、大学院において受けている奨学金の貸与を改正後の第3条第1項の規定による第一種奨学金の貸与とみなし、その者をその第一種奨学金の貸与を受けている者とみなして、改正後の規定を適用する。

5 改正後の第4条第1項の表に掲げる学校等以外の学校等でこの改正規程施行の際現に奨学生が教育を受けているものにおいて、教育を受ける者に対する第一種奨学金の月額については、当分の間、大学に在学する者に対する月額の例による。

(第二種奨学金の利率の特例)

6 平成15年度以後に貸与する第二種奨学金に係る第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「年3パーセント」とあるのは「年3パーセント（日本育英会法第32条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定

による日本育英会債券（以下「債券」という。）の利率を付録の算式により加重平均した利率が年3パーセント未満の場合にあつては、当該利率）」と、同条第2項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同条第3項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第1項に規定する利率（パーセント）に相当する数」とする。

（第二種奨学金の返還）

- 7 平成9年度以後に貸与する第二種奨学金に係る第20条の規定の適用については、当分の間、同条第2項「第二種奨学金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦による返還は、元利均等返還の方法によらなければならない。」とあるのは「第二種奨学金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦による返還は、元利均等返還の方法によらなければならない。（この場合の利息は、奨学生であつた者が貸与を受けた奨学金に係る利率が同じであるものごとに当該奨学金の額を合計して当該利率により算出した額の合計額を、貸与期間中に貸与を受けた奨学金の額で除して得られる利率によつて算出するものとする。））」とする。

付録

$$R = (R1 \times (A - B) + R2 \times B) / A$$

R 当該月の第二種奨学金に係る利率（パーセント）

R1 当該月の第二種奨学金の交付の日において本会が日本育英会法第32条第1項の規定により財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率（パーセント）に相当する数

R2 本会が日本育英会法第32条第1項の規定により発行した債券のうち当該月の第二種奨学金の交付に充てるものの利率（パーセント）に相当する数（当該月の第二種奨学金の交付に充てる債券の発行が2回以上あるときは、それぞれの債券の利率（パーセント）を、それぞれの債券の総額のうち当該第二種奨学金の交付に充てる額により加重平均した利率に相当する数）

A 当該月の第二種奨学金の交付に充てる額。

B 本会が日本育英会法第32条第1項の規定により発行した債券総額のうち当該月の第二種奨学金の交付に充てる額

附 則（昭和60年4月6日達第778号）

この改正規程は、昭和60年4月6日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日達第795号）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行日前の貸与契約（この規程の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、

大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 4 この規程による改正後の日本育英会奨学規程の第32条第1項の規定は、この規程の施行日以後に大学（短期大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は大学院の1年次に入学する者から適用する。ただし、施行日以後大学の専攻科1年次に入学する者（4年制大学の専攻科にあつては昭和66年3月31日までの入学者、5年制大学の専攻科にあつては昭和67年3月31日までの入学者、2年制短期大学の専攻科にあつては昭和64年3月31日までの入学者及び3年制短期大学の専攻科にあつては昭和65年3月31日までの入学者に限る。）及び大学院修士課程（博士前期課程を含む。）修了又は退学後昭和64年3月31日までの間に引き続き博士医歯学課程1年次に入学する者又は博士後期課程1年次（3年課程の博士課程1年次を含む。）に入学する者については、従前の規定を適用する。
- 5 施行日前の貸与契約による奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 6 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は大学院に在学する者についての施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 7 施行日以後に大学又は高等専門学校に編入学する者であつて、昭和62年度に新たに大学又は高等専門学校の1年次に入学する者が最短終業年限で卒業するものとした場合の在学年次より1年以上上級年次に編入学する者についての当該編入した学校における施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月1日達第815号）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者で施行日以後の貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日達第827号）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約（この規程の施行の際現に大学院において第一種奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の貸与契約により奨学金の貸与を受けようとするものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月30日達第833号）

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日達第848号）

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約（この規程の施行の際現に大学院において第一種奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日達第868号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成3年4月1日前の貸与契約（博士課程のうち修士課程に相当すると認められるもの（以下「修士相当課程」という。）を含むもの（以下「一貫制博士課程」という。）の修士相当課程に在学し、引き続き当該一貫制博士課程に在学する者については、平成元年4月1日前の貸与契約）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日前から引き続き博士課程（一貫制博士課程及び修士課程として取り扱われる課程を除く。）に在学する者に係る同日以後の貸与契約及び平成元年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月1日達第884号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設け

ない博士課程をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き高等学校(盲学校,聾学校又は養護学校の高等部を含む。),大学,大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。)を含む。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。),高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与及び平成3年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成3年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月1日達第895号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日以前の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月4日達第898号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月31日達第911号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。附則第7項において同じ。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成5年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成5年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程及び一貫制博士課程前期相当部分に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月24日達第918号）

この規程は、平成7年7月24日から施行する。

附 則（平成8年3月27日達第928号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月28日達第930号）

（施行期日）

この規程は、平成8年7月1日から施行し、平成8年4月1日以後の入学者に適用

する。

附 則（平成9年3月31日達第938号）

（施行期日）

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。附則第7項において同じ。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成7年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成7年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、改正後の附則第6項及び第7項の規定を除き、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程若しくは一貫制博士課程前期相当部分又は専修学校の専門課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、改正後の附則第6項及び第7項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日達第960号）

（施行期日）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による第一種奨学金の返還の免除については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き大学又は高等専門学校に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の返還の免除については、なお従前の例による。
- 6 施行日以後に大学又は高等専門学校に編入学する者であつて、平成10年度に新たに大学又は高等専門学校の1年次に入学する者が最短終業年限で卒業するものとした場合の在学年次より1年以上上級年次に編入学する者についての当該編入した学校における施行日以後の貸与契約に係る第一種奨学金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成11年5月6日達第977号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年5月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成11年4月8日（以下「基準日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 平成11年4月1日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る基準日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 基準日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成9年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 平成11年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る基準日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成9年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 基準日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日達第997号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前の第一種奨学金の貸与契約に係る報奨金の支払については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日達第1014号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成11年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成11年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。この場合において、改正前の附則第6項中「資金運用部」とあるのは、「財政融資資金」とする。

7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附 則（平成14年4月24日達第1034号）

（施行期日）

1 この規程は、平成14年4月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日達第1047号）

1 この規程は、平成14年9月30日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定及び別表の規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年4月1日以前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 平成15年4月1日前から引き続き大学、大学院、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程（日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第2条第1項の表備考第6号に規定するものに限る。）に在学する者に係る平成15年4月1日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日達第1069号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の専門課程（日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第2条第1項の表備考第6号に規定する専門課程に限る。）に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程に係る第一種奨学金の貸与については、平成13年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与を除き、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、平成13年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与を除き、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日規程第16号）

（施行期日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第19号）抄

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成19年11月13日から施行し、変更後の規定は平成20年3月31日に奨学金の貸与期間が終了する者から適用する。ただし、平成20年3月31日の貸与終了者については、貸与期間が満了した者に限る。